

特別高圧電気料金激変緩和事業補助金交付要綱

令和5年10月25日
商工観光労働部企業振興課

(趣旨)

第1条 県は、特別高圧電気料金の高騰の影響を軽減するため、予算で定めるところにより、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同法第2条第5項に規定する小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県内の施設で特別高圧電力を直接受電する中小企業者等。
- (2) 特別高圧電力を受電する県内の施設にテナントとして入居する中小企業者等で、その賃貸借契約又はそれに準じる契約書等により入居の状況が確認でき、かつ電気料金を確実に負担している者。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (5) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及び給付の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らか

でない者については、この限りではない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条の規定にかかわらず、同条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の提出は省略することができる。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 電力使用量等確認書(別記様式第1号)

(2) 第2条第3号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)

(3) 第2条第4号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(法人の場合)(別記様式第2号)

(4) 第2条第5号に係る誓約書(別記様式第3号)

(5) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書は、規則第14条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

4 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が前項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を別記様式4号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 補助金の交付決定の通知は、規則第15条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区別し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

(2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、請求書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(書類の提出部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年10月25日から施行し、令和5年度の予算に係る特別高圧電気料金激変緩和事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行し、令和5年度の予算に係る特別高圧電気料金激変緩和事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月23日から施行し、令和6年度の予算に係る特別高圧電気料金激変緩和事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	
第2条第1項及び2項に定める中小企業者等が使用した特別高圧電気使用量	
事 項	
補助の対象期間等	補助額
補助額は、次のとおりとする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	
令和6年5月分の検針	
(1) 電気使用量の累積が1,000,000kWh以下の場合	1 kWh当たり0.9円
(2) 電気使用量の累積が1,000,000kWhを超える場合において、その超える分	1 kWh当たり0.45円以内

令和6年度宮崎県特別高圧電気料金激変緩和事業 電力使用量等確認書

1 申請者 (法人の場合は会社の所在地を、個人の場合は代表者の住所を記入してください。)

事業者に関する情報	住所	〒		
	事業者名			
	代表者名 (個人事業主名)			
	特別高圧電力を使用している事業所の名称・住所	事業所名		
		〒		
	<input type="checkbox"/> 申請事業者と同一住所の場合はチェックして、上欄の記入を省略			
主たる業種	<input type="checkbox"/> ①製造業その他 <input type="checkbox"/> ②卸売業 <input type="checkbox"/> ③小売業 <input type="checkbox"/> ④サービス業			
資本金額 (主たる業種の中小企業要件を満たすか確認してください。)	円	常時使用する従業員数 (主たる業種の中小企業要件を満たすか確認してください。)	人	
	①3億円以下 ②1億円以下 ③45千万円以下	①300人以下 ②4100人以下 ③50人以下		
連絡先	担当者名	役職	電話番号	
		氏名	メールアドレス	

2 電力使用量内訳及び交付申請額

使用月	電力使用量 (kWh)	累積使用量 (kWh)
5月		0

令和6年5月分の検針

(1) 電気使用量の累積が1,000,000kWh以下の場合

累積電力使用量 (kWh) × 0.9円/kWh
 kWh × 0.9 円 = 0 円 (A)

(2) 電気使用量の累積が1,000,000kWhを超える場合において、その超える分

累積電力使用量 (kWh) × 0.45円/kWh
 kWh × 0.45 円 = 0 円 (B)

合計 (A) + (B) = 0 円 0 円

交付申請額
(100円未満切り捨て)

※ 次に掲げる書類を添付してください。

- 特別高圧電力を直接受電していることが確認できる書類
- 特別高圧電力を受電する施設にテナントとして入居する中小企業者等にとっては、当該施設との賃貸借契約書又はそれに類する書類及び電気使用に関する契約内容がわかる書類
- 各月の電気使用量が確認できる書類

宮崎県知事 殿

住 所
名 称
代表者職・氏名

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※各事業所で事前に記入しておいてください。

市（町・村）確認印

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。 → 確認印を受けてください。

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

名 称

フリガナ

代表者職・氏名

生 年 月 日

年 月 日（性別）

誓 約 書

私は、 年度特別高圧電気料金激変緩和事業補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所
名 称
代表者職・氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け で交付確定のあった特別高圧電気料金激変緩和事業補助金について、特別高圧電気料金激変緩和事業補助金交付要綱第5条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け による交付確定額) | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 円 |

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
名 称
代表者職・氏名

年度特別高圧電気料金激変緩和事業補助金請求書

年 月 日付け で交付確定のあった標記補助事業について、
特別高圧電気料金激変緩和事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり請求
します。

記

1 交付確定額 金 円

2 今回請求額 金 円

3 振込先

金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

担当者	
連絡先	